

○厚生労働省告示第六十五号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十六号、第四十九号及び第五十号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号及び第五十号に掲げるもの</p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p>
<p>一〇三十 (略)</p> <p>三十一 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設</p> <p>三十二〇三十四 (略)</p> <p>三十五 がん診療連携拠点病院等</p> <p>三十六 がんゲノム医療中核拠点病院等</p> <p>三十七 小児がん拠点病院</p> <p>三十八〇五十 (略)</p> <p>五十一 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院</p>	<p>一〇三十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十一〇三十三 (略)</p> <p>三十四 (新設) がん診療連携拠点病院</p> <p>(新設)</p> <p>三十五〇四十七 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。ただし、診療所については、第十六号から第二十三号までに掲げるものに限る。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置</p> <p>十七 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置</p>	<p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 十八 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置
- 十九 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置
- 二十 X線CT組合せ型循環器X線診断装置
- 二十一 全身用X線CT診断装置
- 二十二 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
- 二十三 X線CT組合せ型SPECT装置

第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(3)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 介護医療院
- 四・七 (略)
- 八 通所介護事業所
- 九・二十一 (略)

第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

- 一・六 (略)
- 七 消化器系領域
- イ・レ (略)
- ソ 移植用部分小腸採取術(生体)
- ツ 生体部分小腸移植術
- ネ 移植用小腸採取術(死体)
- ナ 同種死体小腸移植術
- 八・十 (略)
- 十一 産科領域
- イ・ト (略)
- チ ハイリスク妊産婦連携指導
- リ 乳腺炎重症化予防ケア・指導
- 十二・二十四 (略)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

第十条 規則別表第一第二の項第一号イ(3)及びロ(2)に規定する厚生労働大臣の定める介護施設は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- (新設)
- 三・六 (略)
- 七 通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所
- 八・二十 (略)

第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

- 一・六 (略)
- 七 消化器系領域
- イ・レ (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 八・十 (略)
- 十一 産科領域
- イ・ト (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 十二・二十四 (略)

二十五 齒科|口腔外科領域

イ(ニ) (略)

ホ 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症又は外傷の治療

ト(ヘ) 口腔領域の腫瘍の治療

(略)

二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

(削る)

二十五 口腔外科領域

イ(ニ) (略)

ホ 口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療

(新設)

ト(ヘ) (略)

二十六 (略)

第十二条 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 日帰り手術

イ 皮膚、皮下腫瘍摘出術

ロ 腋臭症手術

ハ 半月板切除術

ニ 関節鏡下半月板切除術

ホ 手根管開放手術

ヘ 関節鏡下手根管開放手術

ト 水晶体再建術

チ 乳腺腫瘍摘出術

リ 気管支狭窄拡張術

ヌ 気管支腫瘍摘出術

ル 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ワ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ヰ 経尿道的レーザー前立腺切除術

二 一泊二日手術

イ 一 関節鼠摘出手術

ロ 一 関節鏡下関節鼠摘出手術

ハ 半月板縫合術

ニ 関節鏡下半月板縫合術

ホ 靭帯断裂縫合術

ヘ 関節鏡下靭帯断裂縫合術

一 四泊五日までの手術

イ 終夜睡眠ポリグラフィ

ロ 小児食物アレルギー負荷検査

ハ 前立腺針生検法

ニ 〓タ (略)

レ ガンマナイフによる定位放射線治療

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 〓十九 (略)

(削る)

二十 〓二十三 (略)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、ロ(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、タ、ソ、ツ及びウからヤまで、第二号イ、ヨ及びビタ、第三号イ、ヘ、ル及びカ並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療

イ 〓ニ (略)

ホ 在宅時医学総合管理(オンライン在宅管理に係るものに限る。)

ト 顎下腺腫瘍摘出術

チ 顎下腺摘出術

リ 甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術

ヌ 腹腔鏡下胆嚢摘出術

ル 腹腔鏡下虫垂切除術

ヲ 痔核手術(脱肛を含む。)

ワ 経尿道的尿路結石除去術

カ 尿失禁手術

ヨ 子宮附属器腫瘍摘出術

三 四泊五日手術

イ 腋臭症手術

(新設)

(新設)

ロ 〓カ (略)

(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

一 〓十九 (略)

二十 コレラの予防接種

二十一 〓二十四 (略)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イ 〓ニ (略)

(新設)

- ヘ 以外の在宅時医学総合管理
  - ト ナ (略)
  - ラ 精神科在宅患者支援管理（オンライン在宅管理に係るものに限る。）
  - ム ラ以外の精神科在宅患者支援管理
  - ウ ヌ (略)
  - オ 在宅患者歯科治療時医療管理
  - ク (略)
  - ヤ 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理
  - 二 在宅療養指導
    - イ ヌ (略)
    - ル 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理
    - ヲ キ (略)
    - ノ 在宅経腸投薬指導管理
    - オ 在宅腫瘍治療電場療法指導管理
    - ク 在宅経肛門的自己洗腸指導管理
  - 三・四 (略)
- 第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(11)及びロ(11)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。
- 一 施設サービス
    - イ ハ (略)
  - 二 介護医療院サービス
    - 二 五 (略)
  - 六 介護予防サービス
    - (削る)
    - イ ニ (略)
    - (削る)
    - ホ ヌ (略)
  - 七・八 (略)

- ホ 在宅時医学総合管理
  - ヘ ネ (略)
  - (新設)
  - (新設)
  - ナ ム (略)
  - ウ ヌ 在宅患者歯科治療総合医療管理
  - キ (略)
  - (新設)
  - 二 在宅療養指導
    - イ ヌ (略)
    - (新設)
    - ル ウ (略)
    - (新設)
    - (新設)
    - (新設)
  - 三・四 (略)
- 第十五条 規則別表第一第二の項第一号イ(10)及びロ(9)に規定する厚生労働大臣の定める介護サービスは、次のとおりとする。
- 一 施設サービス
    - イ ハ (略)
    - (新設)
  - 二 五 (略)
  - 六 介護予防サービス
    - イ 介護予防訪問介護
    - ロ ホ (略)
    - ヘ 介護予防通所介護
    - ト ヌ (略)
  - 七・八 (略)

第十七条 規則別表第一第二の項第一号イ(13)(iii)に規定する厚生労働

大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理  
に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。た  
だし、病院については、第一号に掲げるものを除く。

- 一 地域包括診療加算の届出
- 二 地域包括診療料の届出
- 三 小児かかりつけ診療料の届出
- 四 機能強化加算の届出
- 五 日常的な医学管理及び重症化予防
- 六 地域の医療機関等との連携
- 七 在宅療養支援、介護等との連携
- 八 適切かつ分かりやすい情報の提供

第十八条・第十九条 (略)

第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(15)に規定する厚生労働大  
臣が定める医療の評価機関は、Joint Commission International  
(平成六年にJoint Commission Internationalという名称で設立  
された医療の評価機関をいう。)とする。

第二十一条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定め  
る事項は、次のとおりとする。

(新設)

第十七条・第十八条 (略)

(新設)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める  
事項は、第十一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第  
一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ  
ソ及びビナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第五号ト、チ、  
リ、ヌ、ワ及びビタ、第六号ハ及びビニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ  
ル、カ及びビヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びビヨ  
、第九号ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びビカ、第十号ト、チ  
、ヌ、ヲ、ワ及びビタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びビヘ、第十二号  
ハ、ニ、ホ及びビチ、第十三号ロ、第十四号ヘ、リ及びビヌ、第十五  
号ト及びビチ、第十六号ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及び  
ヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びビル、第十八号

一 第九条において厚生労働大臣が定めるものうち、第十六号から第二十三号までに掲げるもの（照射線量を表示する機能を有するものに限る。）の保有台数

二 第十一条において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びワ、第二号トからリまで、ルからソまで及びナ、第四号ロからトまで、第五号トからヌまで、ワ及びタ、第六号ハ及びニ、第七号ハ、ホからトまで、ヌ、ル、カ、ヨ及びソからナまで、第八号ハ、ホ、トからルまで、カ及びヨ、第九号へからカまで、第十号ト、チ、ヌ、ワ、ワ及びタ、第十一号ロからへまで、第十二号ハからホまで及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニからルまで、ワ及びヨ、第十七号ハからルまで、第十八号ワからヨまで、第十九号イからニまで及びへ、第二十一号ロからニまで、第二十二号ハからへまで並びに第二十六号ニの実施件数

ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実  
施件数とする。

（新設）

（新設）